

2021年3月17日

総務部

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)による
事業主行動計画
(第2期)

1. (目的)

女性活躍推進法施行に伴い、当社における事業主行動計画等を定める。

2. (計画期間)

2021年4月1日から2026年3月31日までの5ヵ年計画(第2期)とする。なお、計画期間終了時には、改めてつぎの計画期間について2年以上5年以下の範囲で定めるものとする。

3. (目標と取組内容)

目標1:採用した労働者に占める女性労働者の割合を15%以上にする

<取組み内容>

・女性が活躍できる職場であることについて、求職者に向けて積極的にPRを行う

目標2:全社員の残業時間を月平均20時間以内とする

<取組み内容>

- ・本社総務部長から、「健康管理時間60hr超過者ゼロの達成」に向けた基本方針を発信。60hr超該当者の職制に対し、要因確認や再発防止に向けたフォローを徹底する。
- ・個人・組織単位の時間外就業状況を「勤怠見える化システム」で情報共有することで、業務の優先順位付けや業務分担の見直し等のマネジメントを徹底する。

4. (情報公表)

- ・管理職に占める女性労働者の割合 0%
- ・労働者の一月あたりの平均残業時間 13.6時間

5. (付 則)

本事業主行動計画は、本社総務部長が策定、改定、追加、削除を行う。

以上